

# 平成28年度 第1回津有区地域協議会 次 第

日時：平成28年5月19日（木）午後6時30分～  
会場：津有地区公民館 2階 大会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 自己紹介

## 4 議 題

### （1）諸事項の確認について

### （2）会長・副会長の選任について

### （3）地域協議会の運営等について

- ・ 座席順
- ・ 会議の招集に必要な委員の数
- ・ 会議録の確認者
- ・ 会議の開催時刻及び会場
- ・ 地域協議会だよりの発行について
- ・ その他

### （4）地域活動支援事業について

- ・ 制度の概要
- ・ 提案事業の受付状況
- ・ 審査方法
- ・ その他

## 5 その他

## 6 閉 会

【メモ】

A series of horizontal dashed lines for writing notes.

## 第 1 回津有区地域協議会の審議事項

次第 No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
4(1)	諸事項の確認について	—	※別資料により説明
4(2)	会長・副会長の選任 ※上越市地域自治区の設置に関する条例(以下、「設置条例」という。)第6条	会長 1 名、副会長 1 名	会 長 _____  副会長 _____
4(3)	会議の座席順	会長、副会長を除き名簿順	
	会議の招集請求に必要な委員の数 ※設置条例第8条第1項第2号	4名以上 (1 / 4 以上)	4名以上 (1 / 4 以上) 5名以上 (1 / 3 以上) 7名以上 (1 / 2 以上)
	会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	名簿順 (確認者のほか会長も確認)	名簿順 その他( )
	会議の開催時刻	午後6時30分から	
	会議の会場	津有地区公民館 ファームセンター	津有地区公民館 ファームセンター その他 ( )
	地域協議会だよりの発行	通常地域協議会だよりと とは別に、「速報版の地域協議会だよりの発行	

次第 No.	審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	審議結果
4(4)	地域活動支援事業について	—	※別資料により説明・審議
5	その他	—	

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。  
（会議）

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

（1）会長が必要と認める場合

（2）それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

## 平成28年度 津有区 地域活動支援事業採択方針等について

### 1 採択方針

津有区は、豊かな自然環境、歴史的・文化的施設、教育施設などの地域資源を活用する一方、高齢化、少子化といった社会問題に的確に対応することで、暮らしやすい魅力ある地域づくりを目指す必要があることから、以下のテーマに沿った取組を優先的に採択します。

また、共通審査基準の審査に当たっては、恵まれた地域資源を活用することを基本とし、効果が広い地域に波及すること、子どもから大人まで幅広い住民が参加できること、将来にわたって発展することを勘案しますので、提案の際には配慮してください。

なお、この採択方針に該当しない取組は、制度の趣旨や全体のバランス等を考慮して採択します。

《募集するテーマ》

- 子どもを産み育てる環境整備に役立つもの
- 高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの
- 津有区の自然や産業を活かし、地域の活性化が期待できるもの
- 地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの
- 地域の環境保全、景観美化などに役立つもの
- 住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの
- 住民の安全・安心確保が期待できるもの
- 地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの

**2 補助率** 10/10以内 ※補助希望額の総額が予算額に満たない場合であっても、審査により減額する場合がある。

**3 補助金の限度額** 上限：なし、 下限：5万円

### 4 ヒアリングの実施

- ・提案のあった全事業について実施（提案者の説明後、質疑）  
※土木工事など提案内容によっては、必要に応じて現場での説明を求めることとする。

### 5 共通審査基準の配点

審査項目	公益性	必要性	実現性	参加性	発展性	合計
加算	2倍	—	—	1.5倍	1.5倍	—
配点	10点	5点	5点	7.5点	7.5点	35点

### 6 周知方法

- ・広報上越、ホームページ、地域協議会だよりで周知

### 7 募集期間

- ・平成28年4月1日（金）から5月2日（月）まで

## 平成28年度 津有区 地域活動支援事業の審査方法について

### ○ 事業採択までの流れ

①提案の取りまとめ ⇒ ②各委員へ事業提案書等を送付 ⇒ ③各委員が事業内容を確認 ⇒ ④ヒアリングで疑問点等を解消（必要に応じて現場でのヒアリングを実施） ⇒ ⑤各委員が審査（基本審査・採択方針適合性の判定、共通審査基準に基づく採点）し、結果を市へ広告 ⇒ ⑥結果集計 ⇒ ⑦採択事業の決定（協議会開催）

※網掛け部分は委員が行う作業

### ○ 審査方法

項目	内容	28年度の方針
基本審査判定 (○または×)	地域活動支援事業の目的に適合しない事業とする基準 (=不採択の基準)	<b>委員の過半数</b> が本事業の趣旨に適合しないと判断する事業は <b>不採択</b> とする。 ※委員が適合しないと評価した場合、当該委員による「採択方針の適合性判定」・「共通審査基準に基づく採点」は不要。
採択方針の適合性判定 (○または×)	評価の低い事業とする基準 ※補助金を交付するため、一定の基準を設ける	<b>委員の過半数</b> が採択方針の8つのテーマのいずれにも適合しないと判断する事業。
共通審査基準に基づく採点 (5点～1点)		共通審査基準 <b>5項目のうち、1つでも平均点が2点未満</b> の事業。
採択事業の決定等	順位付けの方法	<b>「採択方針に適合すると判断された事業を共通審査基準の得点が高い順」</b> により行う。
	評価の低い事業の取扱い	<b>事務局で順位付けを行わず、協議会で採否を協議</b> する。ただし、第1次順位の下位に順位付け。
その他	委員が事業提案者の場合の当該事業の審査	委員が事業提案者となる場合は <b>当該事業に係る採点等の審査から除外</b>
	審査・採択における委員の発言	委員が提案者である場合は、 <b>地域協議会の場での発言はできない</b> 。

# 平成28年度地域活動支援事業 事業採択までの今後の予定(案)

**【津有区】**

月日(曜日)	審査報告等	備考
4月1日～5月2日 (募集期間)	①提案の取りまとめ	事務局
5月19日(木) 第1回地域協議会	②各委員へ事業提案書等を配布	事務局
—	③事業内容の確認	各自(ヒアリング実施まで)
6月7日(火) 第2回地域協議会	④ヒアリングで疑問点等を解消	時間 午後6時～午後9時まで 会場 津有地区公民館 大会議室
—	⑤審査	各委員
6月15日(水)	⑥採点票提出〆切	各委員
—	⑦結果集計	事務局(第3回協議会まで)
6月 日( )	⑧採択事業の決定	第3回地域協議会 (6月下旬～7月上旬)

第1回会議で日程調整後に決定

1 採点対象

事業番号	津-〇
事業名	□□□□□□□□□□事業
提案者名	□□□□会 会長 〇〇 〇〇

2 基本審査

審査基準	評価
提案事業が地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資する提案か)	<input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない
適合しない理由	※基本審査で不適合とした場合は、必ず理由をご記入ください。

基本審査で「適合しない」をチェックした場合、以下の審査は不要

3 採点内容

(1) 津有区の採択方針

当区の採択方針	評価
津有区は、豊かな自然環境、歴史的・文化的施設、教育施設などの地域資源を活用する一方、高齢化、少子化といった社会問題に的確に対応することで、暮らしやすい魅力ある地域づくりを目指す必要があることから、以下のテーマに沿った取組を優先的に採択します。 また、共通審査基準の審査に当たっては、恵まれた地域資源を活用することを基本とし、効果が広い地域に波及すること、子どもから大人まで幅広い住民が参加できること、将来にわたって発展することを勘案しますので、提案の際には配慮してください。 なお、この採択方針に該当しない取組は、制度の趣旨や全体のバランス等を考慮して採択します。 《募集するテーマ》○子どもを産み育てる環境整備に役立つもの    ○高齢者が安心して暮らせる環境整備に役立つもの ○津有区の自然や産業を活かし、地域の活性化が期待できるもの    ○地域の観光・文化施設や史跡などのPRに役立つもの ○地域の環境保全、景観美化などに役立つもの    ○住民の健康・福祉増進、子育て、青少年健全育成に役立つもの ○住民の安全・安心確保が期待できるもの    ○地域コミュニティ活動の推進が期待できるもの	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     8つの《募集するテーマ》に適合するか                 </div> <input checked="" type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない

(2) 共通審査基準

審査項目	審査の視点	評価	採点	加算	合計
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	○ ● △ × ○ ● △ × ○ ● △ ×	4点	×2	8点
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか	○ ● △ × ○ ● △ × ○ ● △ × ○ ● △ ×	4点	-	4点
③実現性	・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	○ ● △ × ○ ● △ × ○ ● △ ×	5点	-	5点
④参加性	・提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか	○ ● △ ×	3点	×1.5	4.5点
⑤発展性	・新たな取組の視点はありますか ・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか ・助成事業等の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか	○ ● △ ● × ○ ● △ × ○ ● △ ×	2点	×1.5	3点
合 計					24.5点

(3) その他特記事項

(記載欄)



【参考】共通審査基準の採点の目安

手順：①審査の視点に基づき評価（○△×を付ける）

②下表を参考に、評価に応じた点数を採点欄に記入

③傾斜配点がある審査項目（公益性、参加性、発展性）は加算し、点数を合計欄に記入

ア. 「審査の視点」が4つの場合

⇒該当項目：必要性

点数	○	△	×
5	4	0	0
4~5	3	1	0
4	3	0	1
	2	2	0
3~4	2	1	1
	1	3	0
3	2	0	2
	1	2	1
	0	4	0
2~3	1	1	2
	0	3	1
2	1	0	3
	0	2	2
1~2	0	1	3
1	0	0	4

イ. 「審査の視点」が3つの場合

⇒該当項目：公益性、実現性、  
発展性

点数	○	△	×
5	3	0	0
4~5	2	1	0
3~4	2	0	1
	1	2	0
3	1	1	1
	0	3	0
2~3	1	0	2
	0	2	1
1~2	0	1	2
1	0	0	3

ウ. 「審査の視点」が1つの場合

⇒該当項目：参加性

点数	○	△	×
4~5	1	-	-
2~4	-	1	-
1~2	-	-	1